



# ながふく障がい者プランの中間見直しについて

# パブリックコメント実施結果

## 1 実施状況

### (1) 募集期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月22日（月）まで

### (2) 計画案の公表・配布

福祉課及び子ども家庭課窓口、情報コーナー、各小校区共生ステーション、福祉の家、まちづくりセンター、市ホームページ

※計画の概要について、字幕と手話通訳付きの説明動画を作成

## 2 意見の提出人数、件数

1人（1件）

## 3 意見の内容及び市の考え方



説明動画QR：YouTube

### 意見内容

在宅料療養等支援用具電気式痰吸引器とは違う電気式排血療法真空吸引器、ポンプ式、在宅療養等支援用具の新規追加補充の要望。

### 市の考え方

本計画に具体的な品目について、記載はありませんが、計画書18ページ（施策項目3の7）に日常生活用具給付事業について記載しています。

現在、電気式痰吸引器は支給対象となっていますので、計画書の記載は現行のとおりとします。

## 第2回会議以降の修正点

No.	修正箇所	ページ	修正前	修正内容	備考
障がい者基本計画					
1	1 生活支援 施策項目2 No.3	17	障がいのある人とその家族等のライフ ステージを踏まえたさまざまな生活課 題に伴走し支援できるよう、相談支援 体制の強化を図ります。	障がいのある人やその家族等に対し継続 的に伴走支援を行うための体制強化に向け 計画相談支援及び障害児相談支援の活発 化を図るため、指定特定相談支援事業者 又は指定障害児相談支援事業者との連携 体制を充実します。	
2	1 生活支援 施策項目2 No.7	17	計画相談支援及び障害児相談支援の 活発化と充実のため、基幹相談支援セ ンターが中心となり、指定特定相談支 援事業者又は障害児相談支援事業者と の連携体制の充実を図ります。	1-2-3の記載を修正する形で統合	

No.	修正箇所	ページ	修正前	修正内容	備考
<b>障がい福祉計画</b>					
3	2 計画の成果目標 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	34	目標：地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までに地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。	目標：地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までに地域生活支援拠点等において、 <u>効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。</u>	【愛知県指摘】 国指針では、地域生活支援拠点等に関し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める（22）ことが定められています。
4	2 計画の成果目標 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	34	—	内容に障がい者の支援体制の充実を追記 目標：障がい者の支援体制の充実 内容：令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した体制の整備を進める。	【愛知県指摘】 国指針では、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする（22）旨の定めがあります。
5	2 地域生活支援事業の見込みと確保方策 (2) 相談支援事業 ・相談支援事業	45	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、 <u>意思決定支援に配慮しながら相談を行い、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等について、必要な支援を行います。</u>	第2回自立支援協議会本会議の結果を踏まえ修正
6	障がい福祉計画 2 地域生活支援事業の見込みと確保方策 (2) 相談支援事業 ・基幹相談支援センター	45	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、 <u>個々のニーズに着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。</u> また、基幹相談支援センターが中心となり、障がい者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、 <u>個々の意思決定に着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。</u> また、基幹相談支援センターが中心となり、障がい者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。	第2回自立支援協議会本会議の結果を踏まえ修正

No.	修正箇所	ページ	修正前	修正内容	備考
障がい児福祉計画					
7	3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策 (1) 障害児通所支援 ・児童発達支援	57 ～59	—	医療型児童発達支援の記載について、児童発達支援と一元化しました	【愛知県指摘】 児童発達支援は、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう類型（福祉型、医療型）の一元化が行われるものとされております。（施行期日：令和6年4月1日）



# 令和6年度新規予算要求事業について

9 就労支援コーディネート事業

子ども部子ども家庭課  
0561-62-8811

(単位：千円)

中事業名	予算書 ページ数	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
こどもの発達 相談室事業	114~115	477	215	0	0	262

目的	長久手市内在住の中・高校生のうち、発達障がい等の障がいのある方や、境界性知能（グレーゾーン）や軽度知的障がいと言われる方に対して、自己理解や社会生活について理解を深め、進路や就職について考える機会を作ります。
事業内容	障がい福祉サービス事業所に委託し、障がいのある中高生等が就職し自立した生活が行えるよう、就業に必要な技能や生活に必要な金銭管理の知識の習得、実際の企業の仕事を知る機会を提供するなどのプログラムを実施します。 ○就労支援コーディネート事業委託 477千円

## 18 計画相談支援等推進事業

福祉部福祉課  
0561-56-0614

(単位：千円)

中事業名	予算書 ページ数	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
障がい者相談 支援事業	102	2,900	0	0	0	2,900

目的	障がい者及び障がい児等の相談支援体制を強化するため、市内の相談支援事業所を増やし適切なサービス利用を支援することで、自立生活を支えます。
事業内容	<p>市内で新規に相談支援事業所を開設する事業者及び既存の相談支援事業を拡大する市内事業者に対し、新規事業所開設の初期費用や事業拡大に伴う人件費等の経費の一部を補助します。</p> <p>○計画相談支援等推進事業補助金 2,900千円</p>

## 19 障がい者アクセシビリティ向上事業

福祉部福祉課  
0561-56-0614

(単位：千円)

中事業名	予算書 ページ数	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
障がい者意思 疎通支援事業	102~103	20	9	0	0	11

目的	<p>様々な制度やサービスの情報が直接伝わりにくい聴覚障がい者に対し、必要な状況を手話言語で伝えることにより、制度等の理解及び利用を推進します。</p>
事業内容	<p>日進・長久手・東郷聴覚障害者協会と連携し、聴覚障がい者や支援関係者との情報交換を行う場を設けて、手話通訳付きで聴覚障がい者向けの行政サービスや制度の説明を行います。</p> <p>○アクセシビリティ向上事業報償金 20千円</p>

その他

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった司法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

# 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

## 現状・課題

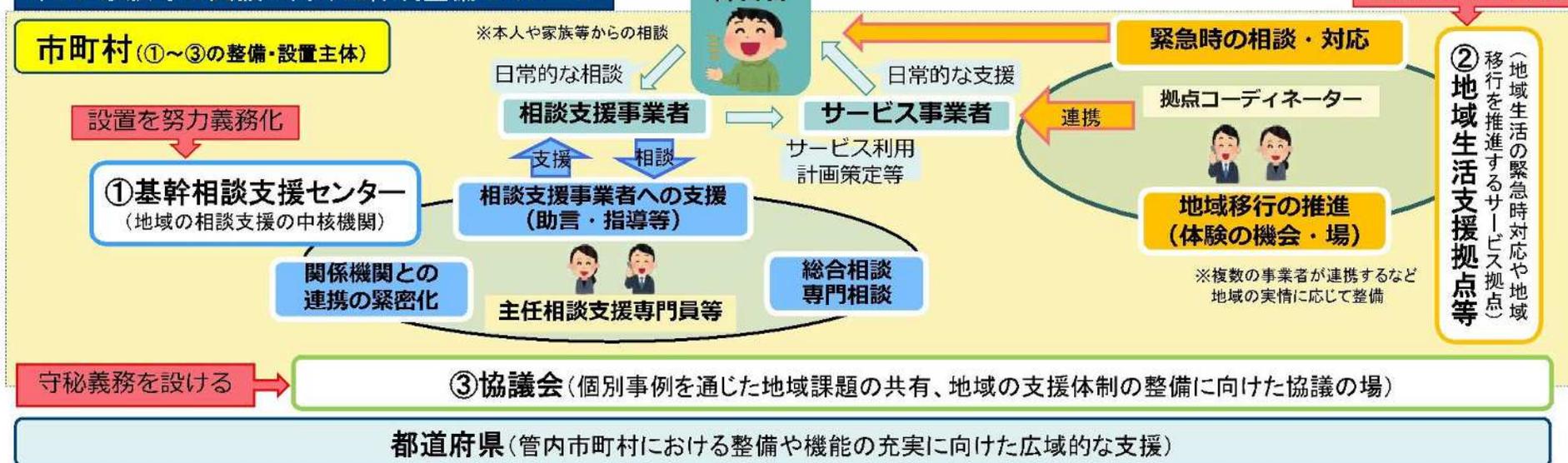
- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

## 見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# 児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

## <制度の現状>

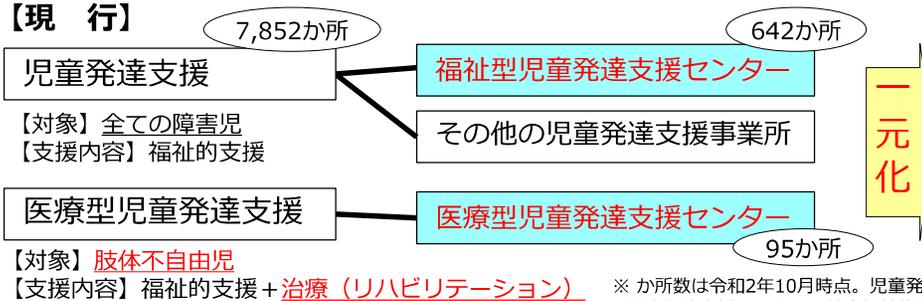
- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



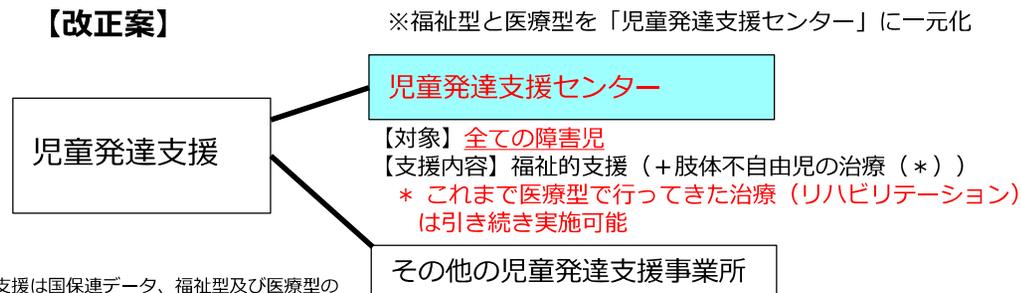
## <改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。  
 ⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながることも、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。  
 <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
  - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
  - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
  - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。  
 ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

### 【現 行】



### 【改正案】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。